

議案第84号

## 静岡市立清水病院条例の一部改正について

静岡市立清水病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立清水病院条例の一部を改正する条例

静岡市立清水病院条例（平成15年静岡市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。